

世界遺産 吉野熊野国立公園 情報コンテンツ作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称 「世界遺産 吉野熊野国立公園」情報コンテンツ作成業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

天川村の洞川地区は世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の主要な構成資産である「大峰山寺」や「大峯奥駈道」があり、人が歩く道が世界遺産に指定されています。修験道は神仏習合（神様、仏様を分けない）という寛容性の高い宗教であり、また「一木一草に魂が宿る」という考えが太古から浸透しており、更には広範囲に渡り太古からの自然が残されていることで、それが我が国を代表する景観であるとして「吉野熊野国立公園」にも指定されています。

「世界遺産」、「国立公園」という歴史・文化・自然が融合した世界的に見ても貴重な場所があることを令和5年度に新築される「洞川温泉ビジターセンター」を通じて広くPRし、天川村の経てきた歴史的文化的な立ち位置を活かして修験道体験（文化体験）と、太古の自然を巡る（自然体験）事を通してこの地域の素晴らしさを多くの方に知って頂き、体験をテーマに関係人口を増やすことを目的とします。

3 提案に係る業務内容等

(1) 業務内容

別添の「世界遺産 吉野熊野国立公園」情報コンテンツ作成業務委託仕様書の通り

(2) 業務委託期間

委託契約締結日 ～ 令和6年3月25日まで

(3) 委託料上限額（予算額）

金 16,225,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 提案参加資格

下記の（1）から（8）までの全ての項目を満たしている者。

- （1）法人格を有している者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てがされていない者であること。
- （4）公告日から審査日までの間に、国、県及び本村から入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （5）天川村暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第1号）（参考資料②）に該当する者でないこと。
- （6）法人税または所得税を滞納していないこと。
- （7）市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- （8）消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 スケジュール

No.	内 容	期 限 等
1	実施要領、仕様書等公表	令和5年6月15日～7月28日
2	実施要領、仕様書に関する質疑受付	令和5年6月15日～7月7日
3	実施要領、仕様書に関する質疑回答	令和5年7月11日までに回答
4	プロポーザル参加申請書及び企画提案書等の提出	7月28日を期限とする。
5	プレゼンテーション実施要請通知（書類審査結果通知）	令和5年8月4日
6	受託候補者選定委員会開催 （プレゼンテーション審査）	令和5年8月28日 ～ 8月31（木）の内1日
7	公募型プロポーザル受託者選定結果の通知	令和5年9月4日（予定）
8	契約の締結	令和5年9月5日（予定）

6 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となります。

- ア 応募資格を満たしていないと認められた場合
- イ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ その他あらかじめ指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできません。

(3) 提出書類の取扱いについて

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。なお、提出書類は本件に係る受託候補者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 費用負担

企画提案書の作成、提出等、本プロポーザル参加に要する経費等は全て提案者の負担とします。

(5) その他

提案者はプロポーザル参加申請書をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなします。

7 プロポーザル参加申請書・企画提案書の提出

(1) 提出書類

本業務に応募される事業者は、次に掲げる書類作成してください。

- ① 参加申請書（様式1）
- ② 事業者概要書（様式2）
- ③ 企画提案書（様式3）
- ④ 類似業務実績書（様式4）
- ⑤ 業務執行体制・スケジュール（様式5-1、5-2）
- ⑥ 提案内容書（様式6）
- ⑦ 見積書（様式7）
- ⑧ 法人税・消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税についての直近の納税証明書
- ⑨ 法人登記簿謄本（写し可 ※発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑩ 印鑑証明書（写し可 ※発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑪ 誓約書（様式9）

※原本1部、副本1部（計2部）を提出してください。

(2) 提出先等

① 提出先

〒638-0392 奈良県吉野郡天川村沢谷 60 番地
天川村役場 地域政策課
TEL：0747-63-0321
FAX：0747-63-0329

② 提出期限

令和5年7月28日（金）午後5時まで（必着）

※但し、受付は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

③ 提出方法

持参または郵送

8 参加申請書提出後の辞退について

参加申請書提出後、辞退する場合は、「辞退届」（様式8）を持参または郵送で提出してください。なお、辞退届提出後は如何なる理由であっても、本プロポーザルへの再参加は認めません。

9 提案様式の記載上の留意事項

- ア 3 (3)「委託料上限額」に示す金額の範囲内で実施できるものとします。
- イ 提案書類はA4左綴じで、片面換算20頁以内(表紙、目次、別紙、参考資料等含む)とします。但し、必要に応じてA4横、A3縦横でも差しさえありませんが、A3版がある場合は、該当頁を2頁相当分として数えます。
- ウ 提出書類の記載にあたっては、簡潔明瞭に記載するとともに、必要に応じて図表を活用するなど専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現、内容としてください。
- エ 提出書類提出後の修正、差し替え又は再提出は一切認めません。
- オ 提出書類に使用する言語及び通過は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- カ 該当事業の申請に係る事前説明会は実施しません。

10 提案に関する質問等

- (1) 受付期間
令和5年6月15日(木)から同年7月7日(金)午後5時まで
- (2) 質問方法
質問は別添の質疑書(様式10)に質疑事項を記載し、天川村役場地域政策課にFAXにて送信してください。
- (3) 回答
原則、全業者に令和5年7月11日(火)までにFAXにて回答します。

11 選定方法

プレゼンテーション参加者から受託候補者を選定します。なお、企画提案書等の提出者が4者以上ある場合は、様式4～6による提案点の事前書類審査を実施して、評価点の高い上位3者をプレゼンテーションの審査対象とし、当該3者に対して、プレゼンテーション実施要請通知(書類審査結果通知)を行います。

・プレゼンテーション

(1) 日程・場所

日程：令和5年8月28日(月)～8月31日(木)の内1日

場所：天川村役場 山村開発センター2階 202会議室

※ プレゼンテーションの開始日時は参加申請者によって異なるので、詳細は別途それぞれにお知らせします。

(2) 提案説明内容等

- ア 提案様式に基づく提案内容の説明を行うものとします。なお、プレゼンテーション実施にあたり、スクリーン及びプロジェクターについては準備しますが、その他必要な機材(パソコン、配線等)については持参してください。(入・出力 接続端子はHDMIもしくはVGAになります。PC・接続配線等をご用意ください)
- イ 提案説明は1者あたり30分以内とし、内訳として説明20分以内、質疑応答10分程度とします。
- ウ 参加者は2名までとします。

12 審査項目及び評価内容

別紙 世界遺産 吉野熊野国立公園 情報コンテンツ作成業務委託候補者選定基準 のとおり

1.3 審査結果

審査結果は、令和5年9月4日（月）（予定）にプレゼンテーション参加者全員に郵送で通知します。
なお、審査内容、結果についての異議は認めません。

1.4 契約の締結

受託候補者と本村が協議し、委託業務に係る仕様を確認したうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、受託候補者と本村の協議により最終的に決定します。

1.5 契約保証金

契約者は、契約締結と同時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約者が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、村長は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができるものとします。

- (1) 保険会社との間に本村を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
- (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものである等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者

1.6 問い合わせ先

〒638-0392 奈良県吉野郡天川村沢谷 60 番地

天川村役場 地域政策課 担当：阪中

TEL：0747-63-0321

FAX：0747-63-0329

E-mail：chiikiseisaku@vill.tenkawa.lg.jp